

## 政策Ⅱ－１－（２）－①

### 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

#### 1. 政策及び目標等

達成すべき目標	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。
測定指標	投資家に対する投資判断に必要な情報の提供状況 ・改正証取法に係る政令・府令の整備状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数

#### 2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 証券取引法上のディスクロージャー制度・EDINETの整備
参考指標	① 改正証取法に係る政令・府令の整備状況 ① EDINETサイトへのアクセス件数

#### 3. 政策の内容

証券取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、投資家等への企業情報の提供や発行体企業における開示手続等を迅速化・効率化し、投資家等の利便性の向上や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET（電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

#### 4. 現状分析及び外部要因

##### （1）ディスクロージャー制度全般

平成16年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐって不適正な事例が相次いで生じ、ディスクロージャー制度の信頼性を確保するための一層の取組み

が求められてきています。

また、近年の企業の合併・買収をめぐる動きとこれに伴う公開買付規制にかかる議論は、公開買付規制のあり方について再点検を行っておく必要がないかとの論点を提示していました。

更に、中長期的な視点で見ると、我が国の金融システムを巡る局面が、不良債権問題への緊急対応から望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつある中、貯蓄から投資への動きを加速するため、金融・資本市場のインフラ整備が一層重要となっています。

## (2) ディスクロージャーの電子化

ディスクロージャーの電子化は 13 年 6 月より順次実施され、主要な開示書類が電子化されるとともに、16 年 6 月には有価証券報告書・有価証券届出書等について、E D I N E T（電子開示システム）による提出が義務化されました（19 年 4 月には大量保有報告書等について E D I N E T による提出が義務化。）。こうした中、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（18 年 3 月 28 日公表）に基づく E D I N E T の再構築及び証取法関連法令の改正に伴う様式の追加・変更やセキュリティ対策等、E D I N E T の更なる基盤整備といった取組みが必要となっています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 証券取引法上のディスクロージャー制度の整備

公開買付制度・大量保有報告制度の見直し、財務報告に係る内部統制の評価及び監査並びに四半期開示制度を義務付ける「証券取引法等の一部を改正する法律」等が 18 年 6 月に成立しました。

ア. これを受け、公開買付制度及び大量保有報告制度については、関係政令・府令が 18 年 12 月 13 日に施行されました（大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは 19 年 1 月 1 日に、大量保有報告書等の電子提出の義務化については 19 年 4 月 1 日に施行されました。）。

イ. 四半期報告制度については、企業会計基準委員会（A S B J）において「四半期財務諸表に関する会計基準」が、企業会計審議会において「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」が、19 年 3 月にそれぞれ公表されました。これらを踏まえ、20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用に向け政令・府令の整備に取り組んでいます。

ウ. 内部統制報告制度については、企業会計審議会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が 19 年 2 月に公表されました。

これらを踏まえ、20年4月1日以後に開始する事業年度からの適用に向け政令・府令の整備に取り組んでいます。

エ. 新たな開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式の制定、特定有価証券全体の開示内容の見直しについて、政令・府令の整備に取り組み、19年9月30日に本格的な施行を予定しています。

## ② EDINETの整備（再構築）

EDINETについては、

ア. 開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を目的としてXBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）を導入すること、

イ. 類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るため、システムを再構築すること、を基本理念とした「有価証券報告書等の業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、EDINETの再構築に取り組んでおり、20年度のXBRL導入に向けた提出環境整備の促進等を目的とした第二次パイロット・プログラムの実施に先立ち、説明会を実施しました。

また、引き続き、証取法関連法令の改正に伴う対応やセキュリティの強化等、システム基盤の整備を行いました。

## （2）評価

### ① 投資者保護を図るための制度整備の進捗状況

証券取引法上の開示制度については、関係政令・府令の整備により、

ア. 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等、

イ. 大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化等、

ウ. 四半期報告制度の導入及び財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備（20年4月1日以後に開始する事業年度から適用）、

等が行われ、開示の充実が図られるものと考えています。

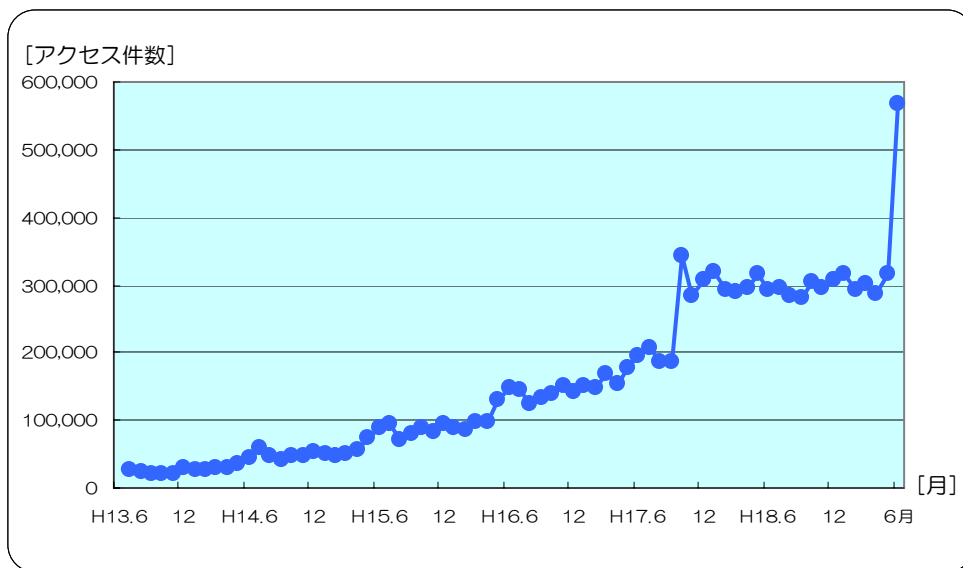
### ② 投資判断に必要な情報の提供状況（EDINETサイトへのアクセス件数等）

13年6月の電子化の適用開始当初、EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は約500社（13年6月末）でしたが、システムの継続的整備・改善により、17年6月末には約4,900社、18年6月末では約5,100社へと増加し、19年6月末には約5,200社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）も、16事務年度（16年7月～17年6月）は約152,000件、17事務年度は約277,000件と増加し、18事務年度は約320,000件と増加しています。

これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報の提供の効果を表しているものと考えています。

#### 【資料1 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数】



## 6. 今後の課題

### (1) ディスクロージャー制度の充実

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に向け、政令・府令の整備を行う必要があります。

具体的には、

#### ① 四半期報告制度

四半期報告書の提出手続、様式等を政令・府令で規定する必要があります。

#### ② 内部統制報告制度

内部統制報告書の様式等を定めるための府令を規定する必要があります。

#### ③ 確認書制度

確認書の様式等を定めるための府令を規定する必要があります。

#### ④ 特定有価証券に係る開示制度の整備

金融商品取引法において有価証券の範囲が拡大されることにより、新たに開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式を府令で規定する必要があります。

以上の制度改正を踏まえ、20年度において、適正なディスクロージャーの確保を図るための機構・定員要求を行う必要があります。

## (2) ディスクロージャーの電子化（EDINETの再構築）

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、18年度～19年度の2年間をかけて、XBRLの導入及びそれに伴うシステムの再構築等を実施し、20年度から新システムを稼動していく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務に係る予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（四半期報告制度・内部統制報告制度に関する政令・府令の整備等）や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 【18年度の達成度及び判断理由】 A

公開買付制度・大量保有報告制度に係る関係政令・府令の整備が図られたことやEDINETサイトへのアクセス件数の増加等より、投資判断に必要な情報の適切な提供が進んでいると考えられることから、Aと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

企業会計審議会

EDINETの高度化に関する協議会

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 関係法令等の整備状況
- ・ 企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った会社数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数

## 10. 担当課室名

総務企画局企業開示課